

公益社団法人東京都診療放射線技師会

啓発普及物品等運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都診療放射線技師会(以下、「この法人」という。)定款第4条第2号に基づき、この法人所有の啓発普及に関する資料等(以下「資料等」という。)の運用に関する事項を規定する。

(保管)

第2条 会長は、資料等の損傷を防ぎ、かつ安全に保管する。

2 所持品は、**[別表]**に定める。

(貸出)

第3条 会長は、第1条の目的を達成するために、使用する個人並びに団体に、所定の手続きを経て貸出することができる。

(使用)

第4条 資料の貸出を受けようとするものは、利用日の1ヶ月前に所定の申込書**[様式8]**を提出し、会長の承認を得なければならない。

2 団体の場合は、その代表者の申請による。

貸出期間は1週間以内とする。ただし、会長が特別な事由があると認めた場合は期間を延長

(禁止事項)

第5条 貸出を受けるものは、営利的報酬を受けてはならない。

(報告の義務)

第6条 貸出を受けこれを使用したものは、使用后すみやかに報告書**[様式9]**を提出しなければならない。

(貸出の制限)

第7条 会長は、その貸出が不相当と認めたときは、期間中であっても直ちに返納させ、以後の貸出を規制することができる。

2 会長は、貸出期間内であっても特別な事由が生じたときは、資料等の返却を求めることができる。

(費用の負担)

第8条 貸出は原則として無料とする。ただし、次に定めるものは、必要経費を使用する者が負担する。

(1) 所定の保管場所からの搬出及び返納にかかる一切の費用

(2) 紛失、または著しく汚損、損傷した場合の再製作、復元補修に要する一切の費用

(著作権及び所有権)

第9条 資料等の著作権及び所有権はこの法人にあり、理由の如何にかかわらず無断で転用してはならない。

(委任事項)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、理事会の承認を経て会長がこれを定める。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年5月26日改正、施行する。
- 3 この規程は、平成26年12月6日改正、施行する。
- 4 この規程は、平成29年6月18日改正、施行する。

、[別表]

	名称	備考
1	会旗一式	
2	マンモファントム	形式LM-017 (通称：小ファントム)
		形式LM-018 (通称：大ファントム)
3	スタッフジャンパー	MJ0063 イベントブルゾン
4	スタッフベスト	No.017237 エコベスト
5	会名称のぼり	
6	パネル	